

ご存知ですか？10月は里親月間です

里親って？

里親とは、親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことをいいます。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度です。

昭和23年に里親制度が設けられてから約60年経ちます。一般的に、特別な方だけが里親になれるイメージを持たれているようです。しかし、そんなことはありません。

実際の里親は、どこにでもいる普通のお家のお父さん、お母さんです。そして、子どもたちはどこにでもある家庭で生活を送っています。現在、約2500人の里親が子どもたちを預かり一緒に生活しています。



1. 里親の種類

大きく4つのタイプに分けられます

養育里親

何らかの事情により、保護者のいない、または保護者に監護させることが適当でない子どもを養育する里親です。

親族里親

父母、伯父、叔母など三親等以内の親族が子どもを養育する里親です。

短期里親

実父母の入院などで1年以内の短い期間、一時的に子どもを養育する里親です。

専門里親

虐待など、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
(研修の受講が必要です)

* そのほかのタイプとして

1. 養子縁組を希望する養育里親
2. 里親型グループホーム(4~6人の子どもを養育する里親) などが、あります。

※ 児童福祉法一部改正(里親関係平成21年4月1日施行)に伴い、里親の種類は以下のように変わりました。

●従来の里親について、養子縁組によって養親となることを希望する里親と養育里親を区別し、さらに養育里親については、養育里親と専門里親に区分する。また、従来の短期里親は養育里親の中に含まれるものとする。したがって、里親の種類は、養子縁組を前提としない養育里親・専門里親・従来の短期里親をあわせた「養育里親」、さらに「養子縁組によって養親となることを希望する里親」、「親族里親」となる。

2. 里親になるには

特別な資格は必要ありませんが、

- 心身ともに健全であること
- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情をもっていること
- 経済的に困窮していないこと
- 子どもの養育に関し虐待などの問題がないこと

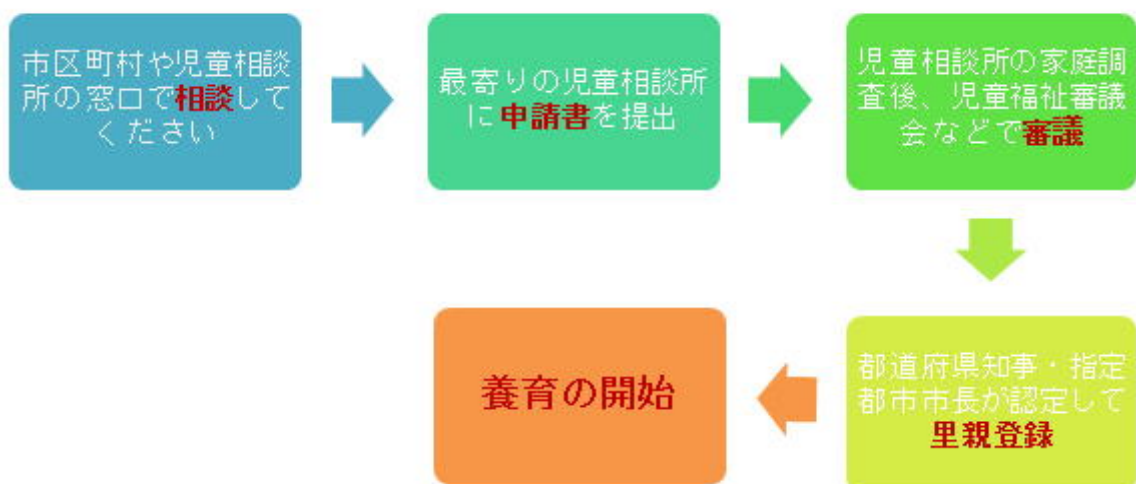
などについて審査があります。



※児童福祉法改正(平成21年4月1日施行)により、養育里親の要件が詳しく定められています。養育里親の認定は、以下のようになされます。

一つ目は、研修が義務化されました。養育里親研修を終了することが認定の要件になります。里親としてこれまで養育経験があったり児童養護施設などの職員としての経験があれば、研修の一部を免除されることもあります。二つ目は、養育里親になることを希望する者とその同居人が欠格事由に該当しないこと、三つ目は経済的に困窮していないことです。この3つの要件に該当することが必要です。

里親になる手続き



【お問合せ】

沖縄県 コザ児童相談所 TEL098-937-0859

若しくは、沖縄県 中央児童相談所 TEL098-886-2900